

鳥取市保健所の在り方に関する提言

鳥取市保健所設置検討有識者委員会

平成27年3月

## はじめに

地方における少子高齢化の進展や人口減少等が大きな社会問題として注目される中、健康増進や、新型インフルエンザなどの感染症や食の安全などの健康危機管理、災害時医療体制の強化等、地域保健衛生行政に対する住民の関心が高まっています。

このような中、鳥取市は平成30年4月1日に中核市に移行し、鳥取市に係る現在の鳥取保健所の機能を引き継ぐよう準備を進めています。また、これにあわせて、鳥取県東部圏域の保健所の在り方についても検討が進められており、鳥取市が設置する新たな保健所は、鳥取県東部圏域の地域保健医療・環境衛生行政の拠点として、多様な課題やニーズに柔軟に対応できる組織であることが求められます。

本委員会は、これらの課題を踏まえて平成27年2月12日に設置され、住民の健康増進と住民サービス向上の観点から鳥取市が設置する保健所の在り方について議論を進めてきました。

その結果、新たな保健所の運営の基本方針、考慮すべき機能、位置について、下記のとおり意見をまとめましたので、ここに提言します。

新たな保健所の設置にあたっては、この提言を尊重され、住民が安全・安心に暮らすことのできる住みよいまちづくりに活かしていただくよう期待します。

## 記

### 1 運営の基本方針について

- 1) 新たな保健所は、地域保健医療及び環境衛生対策に万全を期し、地域住民の健康の保持及び増進に努めることを望みます。
- 2) 鳥取市の新たな保健所の設置にあたっては、鳥取県と鳥取市が十分に連携し、適切に役割を分担しながら、窓口が二重になるなどの住民サービスの低下や弊害が生じないように円滑な移行に努めることを望みます。
- 3) 保健所の運営にあたっては、鳥取県及び鳥取県中部・西部の保健所並びに関係機関・団体等との連携を密にするとともに、高度な専門性が必要とされる人材の確保及び育成に努め、業務水準の維持向上を図ることを望みます。また、感染症など広域的課題に対応していくため、鳥取県東部圏域の関係機関、団体の意見が反映されるよう透明性を確保し、必要な情報発信、分かりやすい窓口など、住民サービスの向上に努めることを望みます。

### 2 考慮すべき機能について

- 1) 地域が直面している保健医療・環境衛生の課題に対応し、住民の健康増進に向けたきめ細やかなサービスを実現するため、従来の保健所の業務と健康づくりや

母子保健等の保健センターが担ってきた業務との連携・強化を図り、健康・環境衛生・子育て等の総合支援の拠点としての整備が図られることを望みます。

- 2) 保健医療分野と環境・衛生分野の業務機能を統合することにより、保健所体制の強化と効率化、利用者の利便性の向上を図ることを望みます。
- 3) 健康危機管理・災害医療への対処能力の向上に努めることを望みます。
- 4) 高齢者・障がい者等の利用に配慮し、広域的な訪問・出張にも対応できるようにするなど体制の充実を望みます。
- 5) 施設の整備にあたっては、来訪者のプライバシーの確保や、障がい者や難病患者への対応が可能なユニバーサルデザインに十分配慮した施設とすることを望みます。

### 3 保健所の位置について

- 1) 住民の交通や公共交通機関利用者の利便性に配慮するとともに、車での来訪者に対応できる十分な駐車場を確保されることを望みます。
- 2) 保健所の施設は、保健所と併せて考慮すべき機能に対応できる施設の規模であるとともに、周辺の関連施設とあわせて相乗効果を期待できる立地環境等を踏まえ、検討することを望みます。
- 3) 保健所の業務は、関係機関との連絡調整が重要であり、関係団体等と緊密に連携できる立地環境にあることを望みます。

鳥取市保健所設置検討有識者委員会委員名簿

(平成27年3月31日まで)

	団 体 名	職	氏 名
1	鳥取県東部医師会	事務局長	山下 久雄
2	鳥取県東部歯科医師会	事務局長	柳原 正彦
3	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	竹内 祇明
4	鳥取市自治連合会	会 長	渡邊勘治郎
5	鳥取県東部4町	岩美町 副町長	西垣 英彦
6	鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取保健所 所 長	長井 大

## 鳥取市保健所設置検討有識者委員会設置要綱

## (設置)

第1条 中核市移行に伴い、保健所を設置するにあたり、市民の健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所のあり方について検討するため、鳥取市保健所設置検討有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 有識者委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健所及び併設する機能の整備方針についての検討及び提言
- (2) その他保健所の設置に関して必要な事項についての検討及び提言

## (組織)

第3条 有識者委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健衛生福祉に係る関係団体に属する者
- (2) コミュニティ組織の推薦する者
- (3) 鳥取県東部4町の代表者
- (4) 鳥取保健所の職員

3 委員の任期は平成27年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 有識者委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 有識者委員会の会議は、委員長が招集する。

2 有識者委員会の会議は、委員長が議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 有識者委員会の事務局は、鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局保健所準備室に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者委員会の運営に関し必要な事項は、有識者委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

## 鳥取市の中核市移行に伴う保健所の在り方の検討について

## 1 趣 旨

中核市移行に伴い、県から市に移譲される保健所の業務について、市民の健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討します。

## 2 検討体制

- ① 「鳥取市保健所設置検討有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、本市の保健所整備に関する提言（以下「提言」という。）の取りまとめを行う。
- ② 市は、①の提言を受けて、本市の「保健所設置基本構想（案）」（以下、「基本構想（案）」という。）を作成する。
- ③ 市は、「基本構想（案）」に対するパブリックコメントを行うとともに、保健所に関する団体や公募による市民で組織する「鳥取市保健所設置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置、「基本構想（案）」に対する意見をいただき、「鳥取市保健所設置基本構想」（以下「基本構想」という。）の取りまとめを行う。

## 3 主な検討事項

- ・保健所及び併設する施設の整備方針について

## 4 日 程

2月初旬	有識者委員会設置
2月初旬～3月中旬	有識者委員会による検討・提言の取りまとめ
4月上旬	市による基本構想（案）の作成
4月中旬～5月中旬	基本構想（案）に対するパブリックコメント
4月中旬	検討委員会設置
4月中旬～6月初旬	基本構想の検討・取りまとめ

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有識者委員会	←→					
パブリックコメント			←→			
検討委員会			←→			